

群馬県立県民健康科学大学学部教授会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立県民健康科学大学学則第12条第2項の規定に基づき、学部教授会の組織及び運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 教授会は、学部に所属する教授で構成する。

(所掌事項)

第3条 学部教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学部に係る教育課程の編成に関する事項

(2) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(3) 学位の授与

(4) 前3号に掲げるもののほか、その他学部の教育又は研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの

2 学部教授会は、前項に掲げる事項のほか学長及び学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(会議)

第4条 会議は、学部長が招集し、議長となる。

2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、学部教授会でその職務を代理する者に指定された者が議長となる。

3 会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(議決の方法)

第5条 学部教授会の議事は、他に特別の規定がない場合には、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の出席)

第6条 議長が必要と認めた場合は、学部教授会構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 法令等の規定により、会議が非公開とされている場合

(2) 群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号）第14条に規定する非開示情報に該当すると認められる事項について審議し、又は権限を行おうとする場合

(3) 前2号に掲げるもののほか会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な進行に著しい支障が生じると認められるものと学部教授会が決定した場合

2 議長は、前項ただし書の規定により、会議を公開しないときは、その理由を明らかにしなければならない。

（事務）

第8条 学部教授会の事務は、事務局で処理する。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、学部教授会の議事の手続その他運営上の必要事項は、教授会の議を経て学部長が定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。